第93回 定時株主総会
招集ご通知

開催概要

＜日時＞
平成30年６月26日（火）
午前10時　（受付開始午前９時）

＜場所＞
東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館　２階　210号会議室

お土産配布の中止について
本総会より、お土産の配布を取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

Contents

招集ご通知……１
（添付書類）事業報告……３
株主総会参考書類……32
決議事項
第１号議案……剰余金の処分の件
第２号議案……取締役10名選任の件
第３号議案……監査役２名選任の件
第４号議案……補欠監査役１名選任の件

日本高周波鋼業株式会社
証券コード　5476

（証券コード 5476）
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役社長　河　瀬　昌　博

第93回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類（32ページから42ページまで）をご検討くださいまして、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスいただき、画面の案内に従って賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）より議決権をご行使いただく場合、その他議決権行使に関する事項は、43ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

敬　具

記

1．日　　時　　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
2．場　　所　　東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館　２階　210号会議室

3．株主総会の目的である事項

報 告 事 項
1. 第93期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第93期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決議事項

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主１名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を当日に会場受付にご提出ください。

以　上

開場時間は、午前９時とさせていただきます。

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

法令および当社定款第14条の規定に基づき、連結注記表、個別注記表として表示すべき事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.koshuha.co.jp/）に掲載し、ご提供しております。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.koshuha.co.jp/）において掲載させていただきます。

お土産配布の中止について
本総会より、お土産の配布を取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかながらも回復を続けました。雇用や所得環境の改善等を受けて個人消費が持ち直し、また、企業の収益環境の好転を受けて民間設備投資も増加に向かいました。輸出向け需要の持ち直しも加わり、企業の生産活動は概ね回復基調が続きました。

海外の経済も、保護主義の動きが懸念されたものの、米国、欧州共に堅調に推移しており、中国も政府の経済政策により安定した成長を続けました。

こうした経済環境の中、当社グループにおいては、堅調な需要を受けて販売面では好調に推移いたしましたが、下期には原材料や燃料価格の高騰により業績への影響を受けました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高394億４千５百万円(前年同期比8.6％増)、営業利益11億４千８百万円(前年同期比71.0％増)、経常利益12億８千４百万円(前年同期比53.5％増)、親会社株主に帰属する当期純利益８億５千６百万円(前年同期比24.5％増)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　部門別の状況

〔特殊鋼部門〕

各製品分野で自動車向けの需要が堅調に推移したことに加え、エネルギー産業向け溶接材料やパソコン等精密機器向け特殊合金分野の売上高が増加し、当連結会計年度の売上高は276億９千１百万円（前年同期比8.0％増）となりました。損益面では、原燃料コストの上昇等の減益要因があったものの、売上数量の増加および販売価格の改善等により、営業利益は４億３千９百万円（前年同期は９千５百万円の営業損失）となりました。

〔鋳鉄部門〕

大型・中型トラック等の商用車向けに加え、射出成型機やロボット等の産業機械および建設機械向けの堅調な需要を反映して売上数量が増加し、当連結会計年度の売上高は97億３百万円（前年同期比13.2％増）となりました。損益面では、原燃料コストの上昇等の減益要因があったものの、売上数量の増加および販売価格の改善等により、営業利益は６億８千６百万円（前年同期比3.5％増）となりました。

〔金型・工具部門〕

当連結会計年度の売上高は20億５千１百万円（前年同期比3.6％減）となりました。損益面では、売上の減少および材料コストや固定費の上昇等により、営業利益は２千２百万円（前年同期比78.5％減）となりました。

② 部門別販売状況

（金額：百万円）

部門		前期・92期		当期・93期		増減率（％）
		販売金額	構成比(％)	販売金額	構成比(％)	
特殊鋼	工具鋼	10,868	29.9	11,867	30.1	9.2
	特殊合金	8,639	23.7	9,139	23.2	5.8
	軸受鋼他	6,128	16.9	6,684	16.9	9.1
小計		25,636	70.5	27,691	70.2	8.0
鋳鉄		8,573	23.6	9,703	24.6	13.2
金型・工具		2,127	5.9	2,051	5.2	-3.6
合計		36,337	100.0	39,445	100.0	8.6
（上記の内、輸出額）		(4,419)	(12.2)	(5,008)	(12.7)	(13.3)

⑵ 対処すべき課題

足下の当社グループを取り巻く事業環境は、国内外の経済は不確定要素があるものの、当面は回復基調が続き、受注は堅調に推移すると想定されます。一方、昨年の後半以降、原燃料や電力等の価格上昇が顕著となり、業績面への影響が出ています。

こうした状況の中で、足下の課題として、販売価格の改善、高付加価値製品の拡大、さらにコストダウン等に重点的に取り組んでまいります。

中期的な事業環境は、北朝鮮を始めとした地政学的な問題、米国の保護貿易政策、英国のＥＵ離脱等の動向によってはマイナス影響を受ける可能性もあり、不確実な状況と認識しておかなければなりません。

こうした中期的な環境下で、当社グループは一昨年策定した2016～2020年度中期経営計画「CHANGE（Challenge And Generate）20」に沿って、引き続き強靭な事業体質と安定した収益体質の構築に取り組むとともに、将来の成長に向け、「挑戦」と「創造」に邁進いたします。

なお、セグメント別の重点施策は以下のとおりであります。

①特殊鋼部門

ア　高付加価値製品の拡大

・工具鋼分野では高級金型用鋼、素形材を重点分野として拡販を図ってまいります。2017年度下期に大型化を完了した鍛造用3,000トンプレスのマニプレータ等を活かして、生産量の拡大、生産性向上を図ってまいります。

・特殊合金分野は小ロット対応力を活かした溶材、特殊品での需要の取り込みに加え、高機能自動車部材への拡販を推進いたします。

・工具鋼、特殊合金の拡販支援の為、要員増強により技術サポート機能を強化してまいります。

イ　コスト競争力強化

・製造コスト低減に向け、設備投資を積極的に実施いたします。今年度の後半には分塊ミルの更新・多機能化の工事完了を予定しており、工具鋼および特殊合金のコスト低減を図ります。また、加熱炉･熱処理炉等の省エネルギー･燃料転換工事も引き続き進めてまいります。

ウ　技術開発の推進

・中長期的な事業の柱となる製品の創出を図ってまいります。また、生産技術も継続して強化してまいります。磁歪式振動発電のプロジェクトに参加する等、外部との連携も積極的に進めてまいります。

エ　品質の向上

・設備および操業管理の徹底により不良損失低減を図るとともに、計測装置の導入推進により品質の見える化を強化し品質の向上に注力いたします。鍛造プレスのマニプレータの大型化による品質面の効果も見込んでおります。

オ　安定生産の維持
・設備管理機能強化（要員増強他）により故障リスクの低減に努めます。また、重要予備品の充実により、重大故障発生時の休止期間のミニマイズに引き続き取り組んでまいります。
カ　神戸製鋼グループとしての役割強化
・小ロット特殊品の取り込みを進めてまいります。

②鋳鉄部門

事業基盤を整備し、安定的に売上高100億円を超える事業規模を目指すとともに、品質およびコスト競争力の強化により収益性を強化してまいります。

ア　営業面
・長年にわたり培われた技術力と新鋭ラインの競争力を生かし、受注拡大に取り組みます。
イ　生産面
・既に稼動している中小型鋳物造型ラインに加えて2017年度末には小型鋳物造型ラインの更新および鋳込み工程の自動化工事を完了しました。これらの設備投資を活かして、更なる生産性向上、生産量の拡大、品質向上を図ってまいります。
・鋳型用の砂の再生･再利用専用設備の導入により、環境負荷低減に努めてまいります。
・仕上工程の機械化等による生産性向上や省力化に取り組んでまいります。

③金型・工具部門
・高付加価値製品の拡販に加え、金型の設計から製作までの一貫したサービスを行うツーリングメーカへの展開を図るとともに、設備投資によりコスト競争力の強化に取り組んでまいります。

昨年10月に公表いたしました当社における製品の検査結果改ざん行為、および本年３月に公表いたしました当社子会社における製品の検査結果ねつ造行為につきまして、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。当社グループとして、二度とこのような行為をおこさぬよう、再発防止策を着実に実行してまいります。

具体的には以下のとおりであります。

ア　品質保証機能の強化、標準の整備および検査データの自動取り込み等、品質コンプライアンスの強化に努めます。
イ　コンプライアンス教育等を通して、コンプライアンス意識の浸透に取り組みます。
ウ　コンプライアンスリスク管理体制等を強化し、コンプライアンスリスクの抽出および早期発見に取り組みます。

また、コンプライアンス強化への取り組みはもとより、安全活動、環境保全、防災対策、リスクマネジメント体制の強化を進めるとともに、組織の活性化による明るい風土作りを図り、人材確保と育成に注力し企業基盤を強化してまいります。

株主の皆様には今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑶ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第90期 (平成26年度)	第91期 (平成27年度)	第92期 (平成28年度)	第93期 (平成29年度) (当連結会計年度)
売上高	40,805 百万円	38,252 百万円	36,337 百万円	39,445 百万円
経常利益	1,331 百万円	1,475 百万円	836 百万円	1,284 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,398 百万円	1,046 百万円	688 百万円	856 百万円
1株当たり当期純利益	95.37 円	71.36 円	46.95 円	58.46 円
総資産	40,882 百万円	39,955 百万円	40,551 百万円	44,355 百万円
純資産	18,659 百万円	19,472 百万円	20,058 百万円	20,822 百万円

（注）平成29年10月1日付で10株を1株に併合する株式併合を実施したため、第90期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第90期 (平成26年度)	第91期 (平成27年度)	第92期 (平成28年度)	第93期 (平成29年度) (当　期)
売上高	27,605 百万円	25,279 百万円	22,988 百万円	24,609 百万円
経常利益	1,070 百万円	919 百万円	67 百万円	573 百万円
当期純利益	1,216 百万円	652 百万円	214 百万円	467 百万円
1株当たり当期純利益	82.99 円	44.52 円	14.60 円	31.92 円
総資産	33,735 百万円	32,723 百万円	32,464 百万円	35,194 百万円
純資産	18,883 百万円	19,245 百万円	19,318 百万円	19,633 百万円

（注）平成29年10月1日付で10株を1株に併合する株式併合を実施したため、第90期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

⑷ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は36億９千５百万円であり、主なものは当社の鍛造炉省エネ化工事６億３千５百万円、分塊ミルの改造更新工事６億３千２百万円、3,000トンプレスマニプレータ大型化工事２億３千２百万円や高周波鋳造㈱における小型鋳物造型ライン更新工事２億１千３百万円であります。

⑸ 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。当企業集団において増資、社債発行等による資金調達はありません。

⑹ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

特殊鋼部門　：鍛鋼品（ダイス鋼、プラスチック金型用鋼、その他精密鍛造材他）、圧延鋼材、同二次加工品（軸受鋼、特殊ステンレス鋼、特殊合金他）

鋳鉄部門　：各種鋳物製品（自動車部品、建設機械部品、合金鉄製造用の鋳型等）

金型・工具部門：各種金型および金型部品、各種特殊工具、完成バイト、付刃バイト、精密バイト、一般切削工具

⑺ **主要な営業所および工場**（平成30年３月31日現在）

特殊鋼部門	当社本社	：東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
	支店	：大阪（大阪府大阪市）
		：名古屋（愛知県瀬戸市）
	製造所	：富山製造所（富山県射水市）
	㈱カムス	：関東テクノセンター（群馬県太田市）
		：中部テクノセンター（愛知県瀬戸市）
鋳鉄部門	高周波鋳造㈱	：本社工場（青森県八戸市）
金型・工具部門	高周波精密㈱	：本社工場（千葉県市川市）

⑻ **従業員の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

部門の名称	従業員数	前期比増減
特殊鋼	833名	+20名
鋳鉄	302名	+14名
金型・工具	119名	+3名
合計	1,254名	+37名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
561名	+18名	38才２ヶ月	14年３ヶ月

（注）　上記従業員数には、出向者36名を含んでおりません。

⑼ **重要な親会社および子会社の状況**（平成30年３月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を51.68％所有しております。同社からは原材料等を購入し、同社には特殊鋼製品等の販売を行っております。

原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。

特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、決定しております。

当社取締役会は、これらの取引は、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また、同社からは取締役１名が就任しております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
高周波鋳造株式会社	400百万円	100 %	鋳鉄製品の製造・販売
高周波精密株式会社	400	100	金型、工具、機械部品等の製造・販売
株式会社カムス	300	100	各種鋼材の加工・販売、金属の熱処理・表面処理
エヌケイ精工株式会社	80	100	金属の熱処理および各種加工、鍛造品の製造・販売
麦卡発商貿(上海)有限公司	800千元	100	鋼材、合金材料、金属製品の卸売・輸出入・アフターサービス
株式会社東北コアセンター	10百万円	(100)	鋳物用中子の製造、鋳鉄製品の加工

（注） 麦卡発商貿(上海)有限公司を除く上記の重要な子会社は、連結対象子会社であります。なお、株式会社東北コアセンターは高周波鋳造株式会社を通じての間接子会社であり、括弧内は間接子会社としての議決権比率を示しております。

⑽ **当社の主要な借入先および借入額**（平成30年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
コベルコフィナンシャルセンター株式会社	4,254 百万円

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の親会社である株式会社神戸製鋼所および当社を含む神戸製鋼グループ数社は、2017年11月にカナダにおいて、神戸製鋼グループの製造した自動車向け金属製品（以下「対象製品」といいます）や、対象製品を使用して製造された自動車に関する、経済的損失の賠償等を求めるクラスアクションを提起されており、今後も同様の訴訟を提起される可能性があります。

当社は、これらの訴訟に関して、適切に対応してまいります。

２．当社の概況（平成30年３月31日現在）

⑴ 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　14,656,800株

（自己株式30,817株を除く）

（注）自己株式については失念株式100株が含まれております。

③ 株主数　10,907名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸製鋼所	7,575千株	51.68%
浅井産業株式会社	271	1.85
野村信託銀行株式会社（投信口）	205	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	143	0.98
西田博崇	141	0.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	133	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口１)	124	0.85
豊田通商株式会社	110	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口２)	108	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	106	0.72

（注）持株比率は自己株式(30千株)を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月１日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、同日付で10株を１株とする併合を行うとともに、発行可能株式総数についても２億４千万株から２千４百万株に変更いたしました。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	河瀬昌博	
専務取締役（代表取締役）	久留島靖章	営業本部長 株式会社カムス　代表取締役社長
常務取締役	山名壽	技術開発本部長および特命プロジェクトの担当
常務取締役	湖東彰弘	グループコンプライアンスの総括および総務部、管理部、関係会社の担当
常務取締役	堂野和洋	営業本部副本部長（兼）同本部条鋼営業部長（兼）大阪支店長 エヌケイ精工株式会社　取締役（非常勤）
取締役	中尾大輔	管理部長
取締役	堀川健一	グループ環境防災部門、技術部門、品質保証部門の総括および富山製造所長 エヌケイ精工株式会社　代表取締役社長
取締役	定村剛	富山製造所副所長（兼）同製造所業務部長
取締役（非常勤）	山地敏行	株式会社神戸製鋼所　鉄鋼事業部門企画管理部担当部長
社外取締役（非常勤）	丹羽範光	ＡＮＣＨＯＲパートナー株式会社　代表取締役
社外取締役（非常勤）	宮島哲也	梶谷綜合法律事務所　弁護士
監査役（常勤）	古瀬司	株式会社カムス　社外監査役（非常勤）
監査役（非常勤）	中條芳治	高周波鋳造株式会社　社外監査役（非常勤） 高周波精密株式会社　社外監査役（非常勤）
社外監査役（非常勤）	小松伯正	株式会社コベルコパワー真岡　社外監査役（非常勤）
社外監査役（非常勤）	松本博明	

（注）1. 取締役　丹羽範光、宮島哲也の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役　小松伯正、松本博明の両氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は取締役　丹羽範光、宮島哲也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役　小松伯正氏は、当社の親会社である株式会社神戸製鋼所において長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

退任時の地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任年月日
取締役（非常勤）	黒　須　信　之	神鋼不動産株式会社　常務取締役	平成29年６月27日 任期満了による退任

6. 平成30年４月１日付の取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異動後の担当および重要な兼職の状況
山　地　敏　行	株式会社神戸製鋼所　鉄鋼事業部門企画管理部長

7. 当社と取締役　丹羽範光、宮島哲也の両氏および各監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役 （内　社　外　取　締　役）	12名 （２名）	177,555千円 （9,600千円）
監査役 （内　社　外　監　査　役）	４名 （２名）	32,400千円 （8,160千円）
合　　計	16名	209,955千円

（注）1. 上記には、平成29年６月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額27,720千円を支払っております。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額245百万円であります。
（平成２年６月28日開催の第65回定時株主総会決議）
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額44百万円であります。
（平成６年６月29日開催の第69回定時株主総会決議）

⑶ 社外役員に関する事項

① 取締役　丹羽範光

ア　他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
　シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社　シニア・マネージング・ディレクター（平成29年12月退任）
　ＡＮＣＨＯＲパートナー株式会社　代表取締役（平成29年10月就任）
　各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ　他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
　アルテリア・ネットワークス株式会社　社外取締役（平成29年10月退任）
　同社と当社との間に重要な取引関係はありません。

ウ　主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。

エ　当事業年度における主な活動状況
　取締役会は20回開催中18回出席し、必要に応じ、主に会社経営で培った経験・見識から発言を行っております。

オ　当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
　該当事項はありません。

② 取締役　宮島哲也

ア　他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
　梶谷綜合法律事務所　弁護士
　当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社からの支払い報酬は同事務所の規模に比して僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。

イ　他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
　該当事項はありません。

ウ　主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。

エ　当事業年度における主な活動状況
　取締役会は20回開催中19回出席し、必要に応じ主に弁護士として培った経験・見識から発言を行っております。

オ　当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
　該当事項はありません。

③ 監査役　小松伯正

ア　他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
　該当事項はありません。

イ　他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
　株式会社コベルコパワー真岡　社外監査役
　同社は当社の親会社の子会社であります。

ウ　主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。

エ　当事業年度における主な活動状況
　取締役会は20回開催中19回出席し、監査役会は14回開催中13回出席し、必要に応じ取締役の職務が適正に執行されるよう質問、助言を行っております。

オ　当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
　当事業年度において、当社の親会社の子会社である株式会社コベルコパワー真岡から受けている報酬等の総額は1,200千円であります。

④　監査役　松本博明
ア　他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
　該当事項はありません。
イ　他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
　該当事項はありません。
ウ　主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
エ　当事業年度における主な活動状況
　取締役会は20回開催中19回出席し、監査役会は14回開催中14回出席し、必要に応じ取締役の職務が適正に執行されるよう質問、助言を行っております。
オ　当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
　該当事項はありません。

（注）「1(2)対処すべき課題」に記載のとおり、当社および当社子会社において、製品の検査結果に関する不適切行為が判明しました。社外取締役および社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、内部統制の更なる強化を要請し、再発防止のための提言を行う等、その職責を果たしております。

⑷　会計監査人の状況
①　名称　　有限責任 あずさ監査法人
②　報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③　監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
　会計監査人であるあずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
④　非監査業務の内容
　該当事項はありません。
⑤　会計監査人の解任または不再任の決定の方針
　当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。
　また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

3．会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況

（1）会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり定めております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。会社内にコンプライアンス委員会を設置し、法令定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための基本方針および重要事項として「企業倫理綱領」を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。企業倫理綱領や法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などの情報が経営者に正しく伝わる制度（内部通報システム）により、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および経営会議等重要事項を審議する会議体における議事の経過の要領およびその結果については、法令および社内規程の定めるところに従って議事録を作成し、適切に保存・管理する。重要事項に係る決裁書等、職務の執行にかかわる重要な文書等については、適切に作成・保存・管理する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、同規程に従って会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理し、必要に応じ適切な会議体において確認評価し、その対処方針を審議・決定する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

⑥　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、重要な意思決定に際しては当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などが行なわれる体制を整備するとともに、一定金額を超える設備投資や財産処分行為他については、当社の取締役会または連結経営会議における承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。当社コンプライアンス委員会がグループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する。同時にグループ各社は、それぞれ業務の適正の確保に必要なコンプライアンス体制を整備する。子会社は、事業を取り巻くリスクについて、「リスク管理規程」に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行い適切な対応策を立案する。子会社に対して、適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務遂行を補助するための使用人を監査室に置く。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動および業績評価については、監査役と事前に協議する。当該使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役および使用人はこれを妨げず、監査役の指示の実効性確保に協力する。

⑨　監査役への報告に関する体制

取締役、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。取締役、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人は、監査役会および監査役から要請があった場合のほか、必要に応じて、職務の執行、コンプライアンスおよびリスク管理等の状況について、監査役または監査役会に報告する。

⑩　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑪　監査役の職務の執行等について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

（2）会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則として月１回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて20回開催しております。また、社外取締役は、取締役会に出席して適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めているとともに、監査役との定期的な意見交換によってその職務の実効性を高めております。

さらに、事業戦略や業務執行に関わる重要事項を適切且つ効率的に審議する場として、常勤取締役および常勤監査役で構成される「経営会議」を開催し、自由・闊達な議論を行っております。同会議における審議事項は必要に応じて、取締役会に審議事項もしくは報告事項として上程しております。

なお、「1(2)対処すべき課題」に記載の２件の不適切行為に関して、コンプライアンス委員会から提言された再発防止策を取締役会で審議し、決定しております。

②　コンプライアンス

重大な法令違反の発生防止のため、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を原則として半期に１回開催し、当社グループのコンプライアンス活動計画の策定、コンプライアンス活動の実施状況のモニタリング等を実施しております。

平成28年３月に判明し、平成29年10月に公表いたしました当社における製品の検査結果改ざん行為については平成28年６月にコンプライアンス委員会において再発防止策を策定し、取締役会に提言するとともに、その進捗状況のフォローを行う目的でコンプライアンス特別委員会を設置し、平成28年７月から平成29年３月まで計９回開催しております。

なお、本年３月に公表いたしました当社子会社における製品の検査結果ねつ造行為につきましても、コンプライアンス委員会において再発防止策を策定し、取締役会に提言しております。

③　リスクの管理体制

当社は、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスク項目を設定し、リスクに起因する不祥事の未然防止およびリスクそのものを低減するための統制活動を行っております。半期に１回開催するリスク管理状況報告会において、当期活動の評価および次期活動計画を審議・決定するとともに、その結果を取締役会に報告し、社外取締役・監査役等から必要な助言を受けております。

④　子会社の管理体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社主管部門による子会社の管理が合理的かつ効果的であるよう図っております。また、連結経営会議において重要事項を審議決裁するとともに、取締役会において経営状況についての報告を受けております。

⑤　監査役の責務

監査役は、監査役会を原則月１回開催して情報共有を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて14回開催しております。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けております。さらに、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っております。

監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との適宜な意見交換により、経営の健全化に努めております。

事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**44,355** 百万円	**負債の部**	**23,532** 百万円
流動資産	**21,096**	**流動負債**	**17,471**
現金及び預金	169	支払手形及び買掛金	5,103
預け金	337	電子記録債務	3,334
受取手形及び売掛金	7,984	短期借入金	5,233
製品	2,883	長期借入金(１年以内返済)	346
仕掛品	5,261	未払金	319
原材料及び貯蔵品	3,802	未払費用	1,445
繰延税金資産	461	未払法人税等	167
その他	205	賞与引当金	501
貸倒引当金	△10	営業外支払手形	728
固定資産	**23,258**	廃棄物処理費用引当金	58
有形固定資産	**21,252**	その他	232
建物及び構築物	3,766	**固定負債**	**6,061**
機械装置及び運搬具	7,102	長期借入金	315
土地	8,489	役員退職慰労引当金	83
建設仮勘定	1,494	退職給付に係る負債	3,332
その他	399	繰延税金負債	58
無形固定資産	**95**	土地再評価に係る繰延税金負債	1,783
ソフトウエア	85	その他	487
その他	10	**純資産の部**	**20,822**
投資その他の資産	**1,911**	**株主資本**	**19,505**
投資有価証券	1,153	**資本金**	**15,669**
退職給付に係る資産	509	**資本剰余金**	**1,139**
繰延税金資産	59	**利益剰余金**	**2,734**
その他	219	**自己株式**	**△38**
貸倒引当金	△30	**その他の包括利益累計額**	**1,317**
		その他有価証券評価差額金	**273**
		土地再評価差額金	**1,360**
		退職給付に係る調整累計額	**△316**
資産合計	**44,355**	**負債・純資産 合計**	**44,355**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**39,445**
売上原価		**34,200**
売上総利益		**5,244**
販売費及び一般管理費		**4,096**
営業利益		**1,148**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取賃貸料	75	
保険配当金	38	
受取保険金	33	
その他の収益	44	253
営業外費用		
支払利息	31	
売上債権売却損	17	
たな卸資産処分損	3	
出向者人件費負担金	38	
その他の費用	24	116
経常利益		**1,284**
特別利益		
補助金収入	223	223
特別損失		
固定資産処分損	192	
固定資産圧縮損	217	
廃棄物処理費用引当金繰入額	70	480
税金等調整前当期純利益		**1,027**
法人税、住民税及び事業税	**144**	
法人税等調整額	**25**	**170**
当期純利益		**856**
親会社株主に帰属する当期純利益		**856**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,669	1,139	2,097	△37	18,869
当期変動額					
剰余金の配当			△219		△219
親会社株主に帰属する当期純利益			856		856
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	637	△0	636
当期末残高	15,669	1,139	2,734	△38	19,505

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	195	5	1,360	△371	1,189	20,058
当期変動額						
剰余金の配当						△219
親会社株主に帰属する当期純利益						856
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	78	△5	－	55	128	128
当期変動額合計	78	△5	－	55	128	764
当期末残高	273	－	1,360	△316	1,317	20,822

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**35,194** 百万円	**負債の部**	**15,560** 百万円
流動資産	**15,429**	**流動負債**	**12,279**
現金及び預金	96	支払手形	683
受取手形	630	買掛金	2,321
売掛金	4,899	電子記録債務	3,065
製品	1,199	短期借入金	4,254
仕掛品	4,903	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	3,049	未払金	126
前払費用	55	未払費用	933
繰延税金資産	282	未払法人税等	109
未収入金	209	未払消費税等	11
その他	112	賞与引当金	255
貸倒引当金	△11	その他	514
固定資産	**19,764**	**固定負債**	**3,280**
有形固定資産	**16,225**	退職給付引当金	1,538
建物	2,026	繰延税金負債	64
構築物	464	土地再評価に係る繰延税金負債	1,386
機械及び装置	5,018	リース債務	5
車輌及び運搬具	109	資産除去債務	35
工具器具及び備品	233	長期預り金	250
土地	7,083	**純資産の部**	**19,633**
建設仮勘定	1,288	**株主資本**	**19,116**
無形固定資産	**68**	**資本金**	**15,669**
施設利用権	4	**資本剰余金**	**1,139**
ソフトウエア	63	資本準備金	1,139
投資その他の資産	**3,470**	**利益剰余金**	**2,345**
投資有価証券	1,097	利益準備金	73
関係会社株式	1,679	その他利益剰余金	2,272
出資金	1	繰越利益剰余金	2,272
関係会社出資金	9	**自己株式**	**△38**
前払年金費用	584	**評価・換算差額等**	**516**
その他	117	**その他有価証券評価差額金**	**252**
貸倒引当金	△20	**土地再評価差額金**	**263**
資産合計	**35,194**	**負債・純資産合計**	**35,194**

損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**24,609**
売上原価		**22,435**
売上総利益		**2,174**
販売費及び一般管理費		**1,869**
営業利益		**305**
営業外収益		
受取利息及び配当金	190	
受取賃貸料	240	
その他の収益	103	534
営業外費用		
支払利息	17	
出向者人件費負担金	94	
貸与資産減価償却費	112	
その他の費用	41	266
経常利益		**573**
特別利益		
補助金収入	209	209
特別損失		
固定資産処分損	144	
固定資産圧縮損	203	348
税引前当期純利益		**435**
法人税、住民税及び事業税	**△68**	
法人税等調整額	**35**	**△32**
当期純利益		**467**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	15,669	1,139	1,139	51	2,046	2,097	△37	18,869
当期変動額								
剰余金の配当				21	△241	△219		△219
当期純利益					467	467		467
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	21	226	248	△0	247
当期末残高	15,669	1,139	1,139	73	2,272	2,345	△38	19,116

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	179	5	263	448	19,318
当期変動額					
剰余金の配当					△219
当期純利益					467
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	73	△5	－	68	68
当期変動額合計	73	△5	－	68	315
当期末残高	252	－	263	516	19,633

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

日本高周波鋼業株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	善	章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	野	研	司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	大	輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本高周波鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

日本高周波鋼業株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	善	章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	野	研	司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	大	輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月８日

日本高周波鋼業株式会社　監査役会

常勤監査役	古　瀬　　司	㊞
監査役	中　條　芳　治	㊞
社外監査役	小　松　伯　正	㊞
社外監査役	松　本　博　明	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、業績の水準や配当性向とともに、持続的成長のための投資資金としての内部留保も考慮し、安定的・継続的な配当を行うことを方針としております。

第93期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに内部留保を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株当たり金15円　　総額　219,853,500円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年６月27日

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当		
1	河瀬 昌博（かわせ まさひろ）	代表取締役社長	再任	
2	山名　壽（やまな ひさし）	常務取締役　技術開発本部長および特命プロジェクトの担当	再任	
3	湖東 彰弘（ことう あきひろ）	常務取締役　グループコンプライアンスの総括および総務部、管理部、関係会社の担当	再任	
4	堂野 和洋（どうの かずひろ）	常務取締役　営業本部副本部長（兼）同本部条鋼営業部長（兼）大阪支店長	再任	
5	堀川 健一（ほりかわ けんいち）	取締役　グループ環境防災部門、技術部門、品質保証部門の総括および富山製造所長	再任	
6	定村　剛（じょうむら たけし）	取締役　富山製造所副所長（兼）同製造所業務部長	再任	
7	小野寺謙司（おのでらけんじ）	営業本部　工具鋼営業部長（理事）	新任	
8	山地 敏行（やまぢ としゆき）	取締役（非常勤）	再任	
9	宮島 哲也（みやじま てつや）	取締役（非常勤）	再任	社外 独立
10	小島 一美（こじま かずみ）		新任	社外 独立

1 河瀬 昌博（かわせ まさひろ）（昭和33年３月10日生） ■所有する当社株式の数 9,700株 再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和56年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成16年 4月	同社鉄鋼部門神戸製鉄所設備部設備技術室長（部長待遇）
平成17年 4月	同社鉄鋼部門神戸製鉄所設備部長
平成19年 4月	同社鉄鋼部門神戸製鉄所計画室長（兼）鉄鋼部門神戸製鉄所設備部長（兼）鉄鋼部門神戸製鉄所設備部設備技術室長（兼）鉄鋼部門技術総括部担当部長
平成20年 4月	同社鉄鋼部門神戸製鉄所計画室長（兼）鉄鋼部門技術総括部担当部長
平成22年 4月	同社執行役員
平成24年 4月	同社常務執行役員
平成25年 4月	当社顧問
平成25年 6月	当社代表取締役社長（現在に至る）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に設備関連事業に従事し、同社の常務執行役員を経て、平成25年から当社の社長、取締役会の議長を務めており、鉄鋼業界における豊富な業務経験と、経営全般および管理・運営業務に関する見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

2 山名 壽（やまな ひさし）（昭和31年12月10日生） ■所有する当社株式の数 6,300株 再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和56年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成13年 4月	同社鉄鋼部門生産本部加古川製鉄所技術研究センター製鋼研究開発室長
平成15年 4月	同社鉄鋼部門神戸製鉄所銑鉄・製鋼部長
平成17年 4月	同社鉄鋼部門鋳鍛鋼事業部鋳鍛鋼工場製造部長
平成18年 4月	同社鉄鋼部門鋳鍛鋼事業部鋳鍛鋼工場長
平成21年 4月	当社富山製造所製造部担当部長
平成21年 6月	当社富山製造所製造部長
平成23年 4月	当社富山製造所技術部長
平成23年 6月	当社取締役
平成27年 6月	当社常務取締役　技術開発本部長および特命プロジェクトの担当（現在に至る）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に研究開発関連事業に従事し、当社において製造部長、技術部長、富山製造所副所長を経て、現在では常務取締役　技術開発本部長を務めており、鉄鋼業界における豊富な業務経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

3 | 湖東 彰弘（昭和33年５月７日生）

■所有する当社株式の数　4,700株　再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成11年 4月	同社電子・情報カンパニー企画管理部付（ジェネシス・テクノロジー株式会社）
平成16年 4月	ジェネシス・テクノロジー株式会社（転籍）
平成19年 6月	ジェネシス・テクノロジー株式会社取締役
平成21年 4月	当社管理部担当部長
平成23年 4月	当社管理部長
平成26年 6月	当社取締役
平成29年 6月	当社常務取締役　グループコンプライアンスの総括および総務部、管理部、関係会社の担当（現在に至る）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に企画管理関連業務に従事し、半導体関連会社の取締役を経て、現在では当社において常務取締役　グループコンプライアンスの総括および総務部、管理部、関係会社の担当を務めており、鉄鋼業界における豊富な業務経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

4 | 堂野 和洋（昭和34年５月31日生）

■所有する当社株式の数　4,400株　再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成16年 4月	同社鉄鋼部門薄板営業部副部長
平成19年 4月	同社鉄鋼部門チタン本部チタン営業部長
平成23年 4月	同社鉄鋼事業部門厚板営業部長
平成26年 4月	同社人事労政部付（当社営業本部副本部長）
平成26年 6月	当社取締役
平成29年 6月	当社常務取締役　営業本部副本部長（兼）同本部条鋼営業部長（兼）大阪支店長（現在に至る）

重要な兼職の状況

エヌケイ精工株式会社　取締役（非常勤）（平成30年６月12日　退任予定）

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に鉄鋼事業の営業に従事し、現在は当社において常務取締役　営業本部副本部長を務めており、鉄鋼業界における豊富な業務経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

5 堀川 健一（ほりかわ けんいち）（昭和35年11月24日生）

■所有する当社株式の数　3,600株　再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和60年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成 9年 1月	同社鉄鋼事業本部加古川製鉄所製鋼部製鋼室主任部員
平成22年 4月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所製鋼部長
平成26年 4月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所副所長
平成27年 4月	同社人事労政部付（当社富山製造所副所長（兼）同製造所技術部長（理事））
平成27年 6月	当社取締役
平成28年 6月	当社取締役　グループ環境防災部門、技術部門、品質保証部門の総括および富山製造所長 （現在に至る）

重要な兼職の状況

エヌケイ精工株式会社　代表取締役社長

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に加古川製鉄所の製鋼部門に従事し、同製鉄所の副所長を経て、現在では当社において取締役　グループ環境防災部門、技術部門、品質保証部門の総括および富山製造所長を務めており、鉄鋼業界における豊富な業務経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

6 定村　剛（じょうむら たけし）（昭和38年1月20日生）

■所有する当社株式の数　2,500株　再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和60年 4月	当社入社
平成20年 4月	当社工具鋼本部工具鋼営業部担当部長
平成23年 4月	当社営業本部工具鋼営業部長
平成26年 4月	当社営業本部工具鋼営業部長（理事）
平成28年 6月	当社取締役　富山製造所副所長（兼）同製造所業務部長 （現在に至る）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

選任の理由

当社に入社以来、主に営業部門に従事し、工具鋼営業部長を経て、現在は取締役　富山製造所副所長を務めており、当社における豊富な業務経験と、鉄鋼業界における見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

7 小野寺謙司（おのでらけんじ）（昭和39年３月６日生）

■所有する当社株式の数　0株　**新任**

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和62年 4月　当社入社
平成22年 4月　当社営業本部条鋼営業部担当部長
平成23年 4月　当社営業本部条鋼営業部長
平成28年 6月　当社営業本部工具鋼営業部長
平成29年 4月　当社営業本部工具鋼営業部長（理事）（現在に至る）

重要な兼職の状況

麦卡発商貿（上海）有限公司　董事長（非常勤）

選任の理由

当社に入社以来、主に営業部門に従事し、条鋼営業部長を経て、現在は工具鋼営業部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、鉄鋼業界における見識を有していることから、取締役候補者としました。

8 山地 敏行（やまぢ としゆき）（昭和45年12月７日生）

■所有する当社株式の数　0株　**再任**

略歴ならびに当社における地位および担当

平成 5年 4月　株式会社神戸製鋼所入社
平成18年 1月　同社経理部主任部員
平成24年 4月　同社経営企画部主任部員
平成28年 4月　同社経営企画部担当部長
平成29年 4月　同社鉄鋼事業部門企画管理部担当部長
平成29年 6月　当社取締役（非常勤）（現在に至る）
平成30年 4月　株式会社神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社神戸製鋼所　鉄鋼事業部門企画管理部長

選任の理由

株式会社神戸製鋼所において、経理部門、経営企画部門に従事し、会計・経営企画に関する知見が当社経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役候補者としました。

9 宮島 哲也（昭和45年４月10日生）

■所有する当社株式の数　0株

再任　社外　独立

略歴ならびに当社における地位および担当

平成 9年 4月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
梶谷綜合法律事務所入所
（現在に至る）
平成26年 4月　第一東京弁護士会　監事
平成28年 6月　当社取締役（非常勤）
（現在に至る）

重要な兼職の状況

梶谷綜合法律事務所　弁護士

選任の理由

社外取締役として法律遵守・コンプライアンス経営の推進について当社に助言いただき、当社経営に資するところが大きいと判断したことから、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。

10 小島 一美（昭和32年11月11日生）

■所有する当社株式の数　0株

新任　社外　独立

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月　株式会社日本長期信用銀行入社
平成17年 6月　株式会社新生銀行　執行役
平成17年 9月　株式会社新生銀行　常務執行役
平成21年 3月　ＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社　顧問
平成21年 4月　新生フィナンシャル株式会社　常勤監査役
（旧社名：ＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社）
平成25年 6月　新生フィナンシャル株式会社　シニア・アドバイザー
平成29年12月　公益財団法人スペシャルオリンピックス日本　理事（常勤）
平成30年 4月　公益財団法人スペシャルオリンピックス日本　常務理事
（現在に至る）

重要な兼職の状況

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本　常務理事

選任の理由

金融機関で培われた豊富な経験と専門的知識から、会社経営の監督機能強化および事業運営についての助言を期待できると判断したことから、社外取締役候補者としました。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去５年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は略歴に記載のとおりであります。
3. 宮島哲也、小島一美の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は宮島哲也氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、宮島哲也氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は宮島哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は同氏が所属する梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が直前事業年度に同所に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
6. 宮島哲也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
7. 当社は小島一美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は小島一美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

現監査役のうち、古瀬司、小松伯正の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

1　久留島靖章（昭和30年11月２日生）　■所有する当社株式の数　7,900株　新任

略歴および当社における地位

昭和55年　4月	当社入社
平成16年　4月	当社富山製造所品質保証室長（部長格）
平成18年　7月	当社富山製造所製造部圧延室長（部長格）
平成20年　4月	当社富山製造所副所長（兼）同所製造部長（兼）同所業務部長
平成20年　6月	当社取締役
平成23年　6月	当社常務取締役
平成27年　6月	当社専務取締役
平成28年　6月	当社代表取締役専務取締役　営業本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社カムス　代表取締役社長（平成30年６月20日退任予定）

選任の理由

当社における製造所長および営業本部長等の経験を通して、当社グループの事業内容を充分把握していることから、事業運営面から見た経営に対する監視、監督機能を果たしていただけると判断し、監査役候補者としました。

2　小原 孝秀（昭和29年１月23日生）　■所有する当社株式の数　0株　新任　社外

略歴および当社における地位

昭和51年　4月	株式会社神戸製鋼所入社
平成16年　6月	神鋼電機株式会社　監査役（非常勤）
平成21年　6月	シンフォニアテクノロジー株式会社　取締役（旧社名：神鋼電機株式会社）
平成24年　6月	同社取締役常務執行役員
平成29年　6月	同社顧問（現在に至る）

重要な兼職の状況

シンフォニアテクノロジー株式会社　顧問（平成30年６月28日退任予定）

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所およびシンフォニアテクノロジー株式会社において経営企画、財務、リスク管理、総務人事等を経験されており、当社の経営に対する監視、監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者としました。

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は久留島靖章、小原孝秀の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
3. 小原孝秀氏は社外監査役候補者であります。
4. 小原孝秀氏が顧問として就任しているシンフォニアテクノロジー株式会社において、2014年７月から2015年４月にかけて、労働安全衛生法施行令に定める基準を超えるアスベストが含有されている部品を輸入し、当該部品を組込んだ製品を販売していたことが2015年５月に判明しました。同社は、本部品を組込んだ製品を納入した全てのお客様に報告を行うと共に、正規部品への交換を完了し、また、関係法令に則り、本部品の回収から廃棄までを完了しております。なお、当時同氏は同社のコンプライアンス委員会副委員長として再発防止策等の作成に参画いたしました。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成29年６月27日開催の第92回定時株主総会において補欠監査役に選任された高尾和一郎氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

高尾（たかお） 和一郎（わいちろう）（昭和49年８月17日生）　■所有する当社株式の数　0株

略歴および当社における地位

平成12年　4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島大野常松法律事務所入所
平成16年　8月	UCLA School of Law入学
平成17年　5月	UCLA School of Law卒業
平成18年12月	永沢総合法律事務所入所 （現在に至る）
平成27年　4月	再就職等監視委員会　再就職等監察官（内閣府・非常勤） （現在に至る）
平成29年　6月	当社　補欠監査役 （現在に至る）

重要な兼職の状況

永沢総合法律事務所パートナー弁護士
再就職等監視委員会　再就職等監察官（内閣府・非常勤）

選任の理由

弁護士として培われた高度な専門知識が、当社の業務執行に対する適切な監督に寄与頂けると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行頂けると判断いたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高尾和一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高尾和一郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について
   1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

   2）行使期限は平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
   3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
   4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。
   5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては、ご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である<u>みずほ信託銀行　証券代行部</u>までお問い合わせください。

   1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
      フリーダイヤル　０１２０－７６８－５２４（平日９：00～21：00）
   2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
      フリーダイヤル　０１２０－２８８－３２４（平日９：00～17：00）

以　上

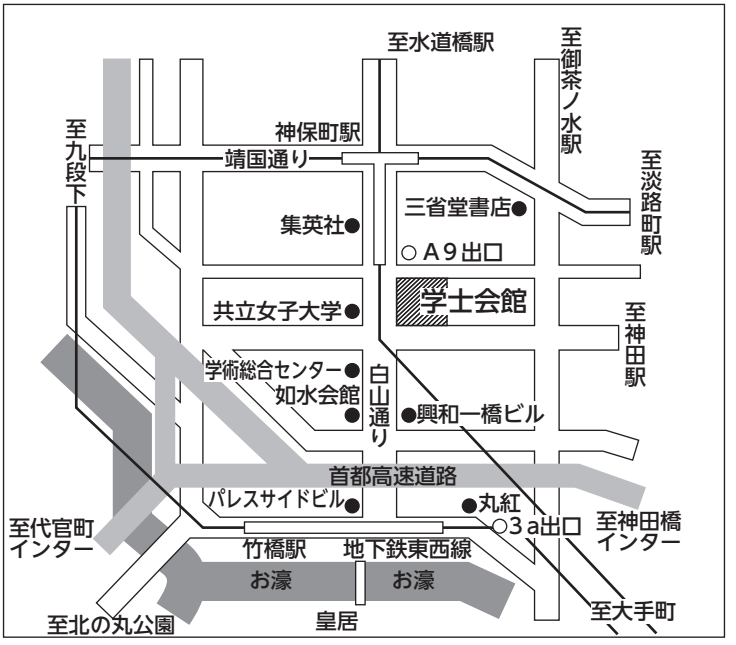
メモ欄

メモ欄

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館　２階　210号会議室
TEL 03-3292-5936



地下鉄　都営三田線 都営新宿線 東京メトロ半蔵門線 神保町駅
（Ａ９出口）徒歩１分
地下鉄　東京メトロ東西線 竹橋駅（３ａ出口）徒歩５分

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

お土産配布の中止について
本総会より、お土産の配布を取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。